

# 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成25年7月18日

評価者：民間活用推進委員会

## 1. 業務概要

施設名	川崎市橋リサイクルコミュニティセンター
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rの推進に関する教室等の開催</li> <li>・リサイクル家具類の展示・提供等に関する業務</li> <li>・会議室等の運営に関する業務</li> </ul>
指定管理者	名称：テスコ株式会社 代表者：小林 千尋 住所：東京都新宿区信濃町34番地 電話：03-3355-4452
所管課	環境局生活環境部減量推進課（内線：31431）

## 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	3Rの推進に関する教室等の開催、リサイクル家具類の展示・提供等に関する業務、会議室等の運営に関する業務について、仕様に基づいて業務が適正に行われた。また、利用者サービス向上のため、利用者ニーズ等を受け新規の教室も適宜実施されており、十分な量及び質のサービスを提供できたと言える。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	市民による廃棄物の再利用及び再生利用に係る活動への支援並びに廃棄物に係る市民への環境学習を行うことにより、資源循環型社会の構築を推進し、もって市民の福祉に寄与するという目的を達成するため、3Rの推進に関する教室等の事業が行われた。収支計画についても、自主事業による収入の増加やコストの縮減を図り、収支を改善してきていること等から、当初の事業目的を達成することができたと言える。（別紙資料参照）
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	上級救命講習の認定資格取得者の配置や自衛消防隊の編成、防災訓練の実施、リサイクル家具を倒れにくい配置とするなど利用者が安全に施設を利用するための取組みに努めているなど、安全・安心の面で適正な運営がなされていたと言える。
4	更なるサービス向上のために、どのような課題や改善策があるか。	多様化する市民ニーズをどのように運営に反映し、更なるサービス向上を図っていくかが課題となっている。

## 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	所管課と指定管理者で毎月実施しているミーティングや施設での現地確認、年度評価結果を受けた改善指導により、業務の履行確認や運営上の課題解決に向けた協議を行うなど、適宜適切なマネジメントを実施した。
2	制度活用による効果はあったか。	○利用者について ・指定管理者制度導入前（平成17年度） 12,578人 ・指定管理者制度導入後（平成21～24年度平均）16,289人 ⇒利用者が1年当たり3,581人増加している。

		<p>○経費について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度導入前（平成17年度経費） 17,529,346 円</li> <li>・指定管理者制度導入後</li> </ul> <p>第1期（平成18～20年度平均経費）17,651,667 円  第2期（平成21～25年度平均経費）17,837,133 円  ⇒導入前後で比較すると第1期との比較では122,321 円の経費増加、第2期との比較では307,787 円の経費増加となっている</p> <p>※経費増の要因は、指定管理者制度導入後に水曜日を開館することにしたこと及び車両に伴う租税等が含まれたことによるものである。また、平成23年度以降の指定管理料は、契約条列一部改正に伴う最低賃金上乘せ分（平成23～25年度平均：145,514 円）を含んでいる。</p>
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	どのように多様化する市民ニーズを運営に反映し、更なるサービス向上を図っていくか、新規利用者の獲得などの事業の更なる充実を図っていくか、また、どのように収入を確保する方策を実施していくかが課題となっている。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	本施設は、市民による廃棄物の再利用及び再生利用に係る活動への支援並びに廃棄物に係る市民への環境学習を行うことにより、資源循環型社会の構築を推進し、もって市民の福祉に寄与することを目的としている施設である。本施設では、3Rの普及啓発に関する事業や、地域コミュニティ育成の場としての活用など、多様な取組が可能である。多様化する市民ニーズを捉えながら、事業を改善していくためには、事業運営手法やコストの縮減について一定のノウハウを有する民間の活力を利用していくことが利用者サービス及び本市の行財政事務の観点から最も合理的と考えられることから、引き続き指定管理者制度を活用することが最も望ましいと考えられる。

#### 4. 今後の事業運営方針について

指定管理者制度の導入により、民間事業者のノウハウを生かしたサービス向上の取組により利用者の増加等を図ることができた。また、安全・安心の面においても適正な運営がなされていた。今後も引き続き利用者ニーズを運営に反映し、更なるサービス向上を図り、かつ市の財政負担の軽減を図っていくためには、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。